

答 申 書

1. 答申額

- (1) 市長等特別職の給料については、以下のとおり現行額とすることが適切と考える。

職 名	答申額	現行額	備 考
市 長	848,700 円	848,700 円	現行額どおりとする
副市長	721,300 円	721,300 円	同上
教育長	654,700 円	654,700 円	同上

- (2) 市議会議員の報酬額については、以下のとおり改定することが適切と考える。

職 名	答申額	現行額	改定額	改定率
議 長	522,500 円	550,000 円	△27,500 円	△5.0%
副議長	475,000 円	500,000 円	△25,000 円	△5.0%
議 員	446,500 円	470,000 円	△23,500 円	△5.0%

令和8年5月26日

八幡市特別職報酬等審議会

会 長	寺 井 基 博
委 員	松 田 育 子
委 員	石 黒 大 地
委 員	稲 葉 裕 二
委 員	田 中 克 己
委 員	横 川 徳 美

2. 審議の経過

(1) はじめに

本審議会は、令和7年10月に発足し、「市長、副市長、教育長の給与」及び「市議会議員の報酬」について市長から諮問を受けた。

前回の審議会による答申から4年が経過し、新庁舎への移転や、少子高齢化及び人口減少など、八幡市を取り巻く状況も変化した。前回答申以降、これらの事情等を考慮し、今回の諮問となった。

今回の審議にあたっては、八幡市の財政状況、近隣市の状況、類似団体の状況等に留意するとともに、八幡市議会からも審議会に参加していただくなど5回にわたって慎重に審議した。

(2) 八幡市の財政状況

八幡市の令和6年度決算において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、101.8%と、京都府内14市で唯一100%を超えた非常に硬直した財政構造となっている。

歳入面では、根幹となっている市税収入が少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により増収を見込めない状況であり、法人税についても物価高騰などの影響により大幅な増収は期待できない。

歳出面では、少子高齢化による社会保障関係経費の増加や、就学前施設の再編、公共・公用施設の老朽化対策、旧庁舎の解体・防災市民広場整備が必要であり、今後も厳しい財政状況が見込まれる。

(3) 社会経済情勢

わが国の経済状況は、賃上げ率が2年連続5%を超えるなど、「デフレ・コストカット型経済」から「成長型経済」に移行する段階まで来た。一方、賃金の伸びを上回る物価高、今後も人口の減少、高齢化率の上昇等を要因とした歳入歳出の不均衡な状態が続き、厳しい財政運営が続くことが予想される。

(4) 審議会の経過

(ア) 第1回の審議会では、八幡市の財政状況、特別職（「市長、副市長、教育長」をいう。以下同じ。）及び市議会議員の給料等の推移並びに京都府下14市の状況について説明を受け、資料の内容について審議した。その際、類似団体の給与等の額及び各市の議員定数についても確認を行った。

(イ) 第2回の審議会では、新たな資料として市長や市議会議員の活動に関する資料、提供を依頼した特別職及び市議会議員の給与等に係る類似団体との比較表並びに第1回審議会で提供された資料をもとに審議を行った。その中で以下の事項について確認を行った。

特別職の給与について

- ① 特別職の給与は、類似団体と比較して下位に位置していること。
- ② 特別職の給与が平成27年度から変わっていないこと。

市議会議員の報酬について

- ① 市議会議員の報酬額が類似団体の中で上位に位置していること。
- ② 市議会議員の報酬額が平成9年度から変わっていないこと。
- ③ 平成29年と令和4年に減額の答申があったが、市議会議員の報酬が見直されなかったこと。

また、上記の事項を踏まえ、以下のような意見が出された。

市長等の給与について

- ① 類似団体との比較、近年の物価上昇等経済状況を鑑み、市長、副市長、教育長の報酬額については一定増額すべき。
- ② 一方で、八幡市の厳しい財政状況を鑑み、市長、副市長、教育長の報酬額の増額は現在行える状況にはない。

市議会議員の報酬について

- ① 近隣市では物価上昇等経済状況を鑑み、議員報酬を引き上げている団体も見られるが、それらと比較してもなお八幡市の議員報酬は高水準であり、現状の議員報酬が維持されるべきではない。
- ② 前回答申（10%減額）及び前々回答申（9%減額）が順守されていない。
- ③ 類似団体の平均額と比較すれば、前回答申（10%減額）よりも大きな減額が必要ではないか。
- ④ 市議会議員の活動について直接話をうかがう機会を作れないか。

(ウ) 第3回の審議会では、八幡市議会議員から議員を取り巻く状況について直接話をうかがい、審議を行った。

八幡市議会議員を取り巻く状況について

- ① 職責を果たすための活動環境や費用的・時間的負担の実態を踏まえた状況の理解がしてもらえない
- ② 地方議員への立候補の裾野を狭めないことへの要望

また、審議の中で、次のような意見が出された。

- ① 特別職と市議会議員では、社会保障が違うことも踏まえて審議する必要がある。

- ② 他市の議員の活動と大きな違いはなく、八幡市議会議員の活動に特異性はみられなかった。
- ③ 議員報酬総額が近隣市と比べて高い。議員定数が多い自治体より議員報酬総額が高くなっている場合もあり、議員報酬総額の削減のために、定数削減も含めた議論をすべき。

(エ) 第4回の審議会では、第3回審議会の審議内容も踏まえ、報酬の具体的な金額について審議を行った。その結果、市長、副市長、教育長の給与は現状維持とし、市議会議員の報酬は5パーセントの減額とした上で、議員報酬総額の観点から、市議会議員定数を1名減の20名とする意見を述べるとの結論に至った。

また、審議の中で、次のような意見が出された。

- ① 特別職報酬については、物価高騰などにより他市では特別職等の報酬増額も見られるが、基金を取り崩す厳しい財政状況の中、報酬の増額を判断すべきでない。
- ② 議員報酬については、類似団体との比較などを鑑みると前回答申と同じ内容が相応しい。しかし昨今の物価高騰や第3回審議会で議員から直接うかがった現状を踏まえると前回同様の減額（10%減額）の判断は難しい。そのため、報酬は5%減額とし、議員報酬総額の観点から、議員定数を1名減員することで、議員報酬総額としては、現在の定数で報酬を10%減額した場合と同水準の減額とする。

(オ) 第5回の審議会では、答申書の内容について、確認を行った。

3. 審議の総括

報酬額の答申にあたっては、京都府内14市並びに類似団体の市長、副市長、教育長、市議会議員の報酬等を判断基準の中心とし、八幡市の財政状況、現在の社会経済情勢を鑑みたうえで、これらとバランスを取ることを念頭に答申額を決定した。

市長、副市長、教育長の給与は、府内14市の中では、下位に位置しており、責任や負担、人口規模などを鑑みると増額すべきとの意見もあったが、人口減や高齢化率の上昇、101.8%の経常収支比率など財政状況に鑑み、現行どおりに据え置くことが妥当であるとの結論に達した。

市議会議員の報酬については、議員活動にも着目し、議員から直接話をうかがう機会を設けるなど議員の状況を踏まえた議論を行った。その中で、社会保障の仕組みなど特別職との違いがあることは一定理解したものの、議員活動については他市の議員の活動と大きな違いはなく、八幡市議会議員の活動に特異性はみられなかったことから、近隣市や類似団体との比較は報酬を検討する上

での判断基準として合理性がある。また、近隣市では物価上昇等に鑑み、議員報酬を引き上げている団体も見られるが、それらと比較してもなお八幡市の議員報酬は高水準であり、減額することが妥当であるとの結論に達した。

しかしながら、物価高騰や議員の現状を踏まえると前回同様10%減額とする判断は難しい。そのため、報酬の減額は5%とし、議員報酬総額の観点から議員定数1名減員の意見を述べることにした。これにより議員報酬総額においては、報酬10%減額と同水準の減額効果を得られることとなる。

本審議会では報酬等の額について審議することが本務であり、議員定数については、議員報酬総額の観点から意見を述べるものにとどまるが、報酬額と定数を切り離れた審議は困難であり、市民の理解は到底得られないとの結論に至った。市民の信頼を確保するためには定数に対する意見を付帯せざるを得ない。

以上のことから、議員報酬については、現行額から5パーセントの減額とすることが妥当であるとの結論に達した。また、議員報酬総額の観点から議員定数を1名減員し20名とすることを意見として述べることにし、過去2回の答申に対し時限的な対応のみで、議員報酬が見直されていないことから、議員各位の活発な議論が行われることを期待する。

市長をはじめとする特別職についても本審議会の答申に対して真摯な対応を期待する。